

奈良県告示第二百六十九号

昭和六十三年三月奈良県告示第七百五十八号（奈良県奈良県税事務所勤務する分任出納員が使用する領収印の定め）で告示した奈良県奈良県税事務所に勤務する分任出納員が使用する領収印を次のとおり改刻し、令和二年十二月一日から使用する。

令和二年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾



注 直径 25 ミリメートル